

# 姫路市環境関連規格認証取得支援事業のご案内

この事業は、姫路市内に事業所を有する中小企業者の方が環境に配慮した事業活動を行っていたために、グリーン経営認証・ISO14001・エコアクション21の環境に関連する規格の認証を新規に取得した場合に、審査登録機関に支払う費用の一部を助成するものです。(※令和3年度から、グリーン経営認証を新たに対象に加えました。)

## 1 申請できる方

姫路市内に事業所を有し、事業活動を行っている中小企業基本法第2条第1項で定める中小企業者のうち市税の滞納のない者であって、当該事業所において環境関連規格を新規に認証取得する事業者

※規格の更新は対象となりません。

※過去に本市から同一の規格に係る補助金の交付を受けたことのある事業者は対象となりません。

### 【中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の分類】

業種	従業員規模・資本金総額
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	300人以下、または3億円以下
卸売業	100人以下、または1億円以下
サービス業	100人以下、または5000万円以下
小売業	50人以下、または5000万円以下

## 2 補助対象となる環境関連規格

・グリーン経営認証 ・ISO14001 ・エコアクション21

## 3 補助対象経費

市内の事業所分に係る審査登録機関に支払った以下の費用となります。

・申請料 ・基本料 ・審査料 ・登録料 ・審査員の交通費及び宿泊費

※原則として、上記の費用に係る消費税は対象外とします。

※姫路市外の事業所と同時に認証取得する場合は、従業員数等で按分した額とします。

※コンサルタントとの契約料等は対象となりません。

## 4 補助額

「3 補助対象経費」の2分の1（ただし、千円未満は切り捨て）

ただし、上限額は10万円です。

## 5 申請受付期間

認証取得した日から90日以内

## 6 申請に必要な書類

以下の書類を添付し、環境政策室まで持参してください。

- ・補助金交付申請書（様式第1号）
- ・法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（個人にあつては直近の確定申告書の写し）
- ・審査登録機関等との審査登録業務契約書等の写し
- ・環境関連規格の登録証の写し
- ・補助対象経費の支払を証明する書類・経費の内訳が確認できる書類
- ・姫路市税に未納が無いことの証明書（滞納無証明書）
- ・その他市長が必要と認める書類

## 7 担当

姫路市環境局環境政策室 計画啓発担当 電話 079-221-2468